

島原地域広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

平成27年3月26日条例第2号

改正 平成29年3月24日条例第4号 平成30年3月23日条例第9号

令和6年11月1日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第2条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数（運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準

を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（その他の事項に係る基準）

第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- (2) 地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」

という。) 附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成 29 年改正省令附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 29 年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3) (平成 29 年改正省令附則第 3 条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (平成 27 年厚生労働省令第 19 号) 附則第 3 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

- 3 島原地域広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (平成 29 年島原地域広域市町村圏組合条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則 (令和 6 年 11 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。